

農林水産省 第2次回答

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	
	見解	補足資料	見解	補足資料				
29	<p>〈施設整備〉</p> <p>緩和措置（入札公告時期の前倒し）について、実施要綱上、交付決定までのあらゆる損失等は協議会の責任とされており、協議会が緩和措置を積極的に活用し難い状況であることから、緩和措置に係る今年度の活用率や活用した協議会の問題発生の有無等を検証することに併せて、要望調査と計画提出・承認の事業手続を一本化するなどの事業プロセスの見直しについても御検討いただくよう、お願ひします。</p> <p>〈機械導入〉</p> <p>予め策定したクラスター計画に基づき、計画的に機械導入を進めるという本事業の趣旨は理解できます。また、審査体制を強化して御対応頂いている点はありがたいのですが、今年の要望に対する結果（割当）が、7月31日時点ではまだ出ていない状況であり、このことはクラスター事業の計画的な推進の妨げとなっています。特に、稼働する季節が限定される機械は、適切な時期に導入でなければ、機械導入予定農家の事業にも悪影響を及ぼしかねません。要望が多く、事業実施主体における審査にかなりの労力を要することはわかりますが、審査に要する時間も考慮して要望時期を前倒しする等、余裕を持ったスケジュール設定も必要ではないかと考えます。</p> <p>一方、本年から実施して頂いている①～③の改善については、割当後の手続きに関する事であります、その効果は不明でありますが、窓口団体の申請事務の円滑化という点で一定の効果を期待しております。</p>	-	<p>【福島県】</p> <p>（施設整備事業）</p> <p>特になし</p> <p>（機械導入事業）</p> <p>本県の各地域畜産クラスター計画は、地域内の畜産情勢の変化や畜産再開等の動きを捉え、随時一時改正をした上で年次計画に基づいた機械導入を進めている。回答欄にある「～予め策定された地域の畜産クラスター計画に基づき、年次計画に沿った機械導入を～」ということは、農林水産省としては畜産クラスター計画の一部改正を認めないと意味か。一部改正を認めないのであれば、本事業活用が停滞するばかりか各地域の畜産振興が進まらない。</p> <p>また、事業実施主体の担当者増員や申請書類の簡素化、留意点の配布など、要望調査から事業着手の短縮化の取組は一定程度評価する。しかし、今年度は総合評価を5月17日に提出後、内報の連絡が無い状況であることから、事業実施主体の審査体制の充実が申請事務の円滑化に反映されていない。</p> <p>一方で、事業実施主体の担当者増員や申請書類の簡素化、留意点の配布など、要望調査から事業着手の短縮化の取組は一定程度評価する。しかし、今年度は総合評価を5月17日に提出後、内報の連絡が無い状況であることから、事業実施主体の審査体制の充実が申請事務の円滑化に反映されていない。</p> <p>一方、本年から実施して頂いている①～③の改善については、割当後の手続きに関する事であります、その効果は不明でありますが、窓口団体の申請事務の円滑化という点で一定の効果を期待しております。</p>	-	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>（施設整備事業）</p> <p>ご提案の要望調査と計画提出・承認の事業手続を一本化した場合、要望調査時で審査を行う必要があることから、要望調査時に計画申請時と同等の事業計画や関係書類を提出して頂くこととなるため、今よりも予算配分やその後の事業手続が遅くなることが懸念される。</p> <p>また、要望調査については補正予算措置の際に必要額を確保すること、予算成立後に迅速に予算配分することを目的に予算成立前に行なっているものである。</p> <p>一方、計画提出及び承認は予算成立後に補助金交付のために行なう事務であることから、事務内容の意味及び実施時期の遅いから一連に行なうことが困難なものであることをについてご理解いただきたい。</p> <p>なお、予算成立後の補助金交付事務の更なる迅速化のために、事業計画の事前協議の実施など異なる工夫に努めて参りたい。</p> <p>（機械導入事業）</p> <p>要望調査のスケジュールについては、補正予算の成立後（12月）であって、基金管理団体を公募（公募期間1ヶ月）により決定後（2月）、基金造成が確定となった段階（3月）で開始しなければならないことから、これ以上の前倒しは期間的に困難であることについてご理解いただきたい。</p> <p>また、畜産クラスター計画の一部改正については、必要に応じて随時修正すべきものである。</p> <p>次に、本年度の要望調査に対する内報の遅延について、当初7月上旬を予定していたが、要望の中には、補助対象外となるものや導入の必要性が不明瞭な要望が散見され、その精査に時間を要したためである。</p> <p>現在、要望調査から事業参加承認までの間に問題があるかを把握するとともに、書類の不備等が無くなるよう、より現場段階での畜産クラスター協議会事務局に対する講習会の開催や参考資料の配布等により、周知徹底を図ってまいりたい。</p> <p>道府県においては、上記の観点から、管内の畜産クラスター協議会に対する適正な事業執行についてご指導いただきたい。そうすることにより、現在改善を図っている取組と併せ、内報や承認までの日数は短縮できると考える。</p>	

## 農林水産省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (制度の所管・関係府省)	根拠法令等	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野							その他 (特記事項)	団体名	支障事例
43	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	養蜂振興法に基づく転飼許可及び蜂群配置に係る調査について、養蜂業者が他の都道府県の区域内に転飼する旨は、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。一方、平成24年の生産局通知では、「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」としている。本県ではこれまで国に対し、蜂群配置における適正群数や適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等の提示を求めてきたが、平成31年1月に示されたQ&Aでも「科学者においても統一的見解を示すことは困難」とし、許可判断に資する具体的な情報はこれまで示されていない。	【支障事例】 平成27年、本県が不許可とした転飼許可申請事案に対し、不許可処分取消請求が地方裁判所へ提出された。裁判途中で取り下げとなつたため判決に至らなかつたが、「著しく過剰な状態」と判断する基準が明確くなつてないとして裁判官から指摘された。	【現行制度】 養蜂振興法第4条における転飼許可、及び同法第8条第1項における蜂群配置の適正等を図るための調整が合理的かつ円滑に行われる。	養蜂振興法第4条(転飼養蜂の規制)及び同法第8条第1項(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等)	農林水産省 秋田県、湯沢市、由利本荘市、小坂町	柄木真、川崎市、長野県、京都府	○養蜂振興法第2条では、養蜂業者は都道府県へ届出ることとなっているが、その届出に際し、平成24年11月及び平成31年1月に示されたQ&Aには「届出すれば蜂群を配置してよいわけではない」!蜂群の配置調整については各府省が地域の状況に応じて適切に判断することとされている。しかしながら、府では、蜂群配置の判断を行っており、明確な基準が無い中で判断が出来ず、届出に対して拒否もしくは、あらかじめ、その場所を管轄する都道府県知事の許可を受けなければなりません。一方、平成24年の生産局通知では、「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」としている。本県ではこれまで国に対し、蜂群配置における適正群数や適正蜂群間距離の算出方法、蜜源調査方法等の提示を求めてきたが、平成31年1月に示されたQ&Aでも「科学者においても統一的見解を示すことは困難」とし、許可判断に資する具体的な情報はこれまで示されていない。	○養蜂家によつては全国を移動(転飼)する場合もあるため、全国的にある程度審議的な判断基準を示すべき。その上で、地域の実態(植生等)を勘案して都道府県毎に検証するべきであるが、農水省担当に見えて、もしかめから各県で設定するように回されるので、一切の進展がない。実際に転飼調整を行いう場合、判断基準かないと苦情がある。また、適切に検証され、蜜源として余力があると判断されば、蜂群を増やすこともできると意見があるため、養蜂振興の観点から国としての取組を求め。それが不可能である場合は、蜜源植物の種類だけではなく、蜂群を配置した周囲の蜜源植物の開花状況や天候等様々な要因によつても蜜量が異なると言われており、科学者においても統一的見解を示すことは困難とされていることから、みつばち協議会「養蜂技術指導手引書」の採餉行動等を科学的知見の1つとして参考にしていただきたい。	各都道府県のおかれた状況は、気候、地形、植栽等の地理的条件が異なることから、それぞれの地域に合致した対応が必要であり、養蜂関係者や有識者等から意見を聽取及び相談するなどによって判断することが適当であると考えている。このことについては、蜜源調査法において、都道府県の区域において、蜜蜂の飼育の状況及び蜜源の状態の把握、蜂群配置に係る調整、転飼の管理その他の必要な措置を講ずるものとしており、その達成に必要があると認めた時は、養蜂業者や養蜂業者が組織する団体等に協力を求めることができるとされていることから、実際の養蜂現場をよく知る県内の養蜂業者等と御相談の上、必要な措置を講じていただきたい。

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
43	<p>県内には、県内養蜂業者で組織する養蜂協会があり、蜂群配置に係る調整等において協力を求めている。しかし、当協会については、県内で最も桐養蜂群数が多い複数の業者が加入していない。それら養蜂業者と養蜂協会の意見が真っ向から対立している。また、県外から転飼する養蜂業者との意見調整も必要となっている。</p> <p>このため、県では調整会議を開催し、それぞれの意見を聴取し調整案を提案しているが、県に対してそれから反発され、調整等が難航している現状である。</p> <p>したがって、県内の養蜂業者及び県外から転飼する養蜂業者が、すべからく納得する調整等を図るためにには、国が、通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない限り蜂群の転飼を許可されたい」という基準の趣旨や解釈等を明確にする必要がある。</p> <p>なお、仮に全ての地域に適合する基準を示すことが難しいとしても、適宜地方の実情に合わせて変更することが可能な標準モデルのようなものを示すことは可能ではないかと考える。</p> <p>また、回答において参考となる資料の一つとされている「養蜂技術指導手引書」に記載されている「採餌行動」はあくまで総論であり、総論にとどまる「現実の蜂群配置に関する調整」等に活用可能な基準等が必要と考える。そのような基準が示されない現状のままでは、各都道府県における地域の実情に則した調整等は困難である。</p>	—	<p>【全国市長会】</p> <p>提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	—		<p>蜂群配置における適正群数や適正蜂群間の距離に關し、新たな科学的見見を示すための調査研究を実施することについて、養蜂の研究者に提案したものの、全国的に普遍性のあるモデルを示すことは難しいと難色を示されている状況にある。</p> <p>このため、現時点ではこれまでの通知やQ&amp;A、あるいは養蜂技術手引書にある研究者の知見等を科学的知見として蜂群配置調整の参考にしていただくしかなく、その中で蜜蜂の採餌距離が一般的に半径2kmと整理されていること等から、当該地域の蜜源の種類や密度等を勘案の上、巣箱1箱当たりの平均採蜜量を元に、設置する蜂群から十分な採蜜量が得られるかを配置調整の判断基準にするなどの検討をされたい。</p> <p>また、蜜源の調査については、蜜源植物の種類だけでなく、蜂群を配置した周囲の蜜源植物の開花状況や天候等様々な要因によって蜜量が異なることから、各都道府県の養蜂協会や地元の業者と、調査方法や評価方法についてよく相談していただきたい。</p> <p>そもそも養蜂現場での蜂群配置の調整を困難にしている根本的な原因が、蜜源が不足していることであることを改めて認識いただき、県単独事業で蜜源植物の増殖に貢献するなど、養蜂現場における円滑な蜂群の適正配置が可能となるよう協力いただいたいなどともある。これから、各都道府県等におかれても蜜源の保護・増殖に積極的に取り組んでいただきたい。</p> <p>なお、養蜂振興法第6条第2項では、「国及び地方公共団体は、蜜源植物の病害虫の防除及び蜜源の増殖に係る活動への支援その他の蜜源植物の保護及び増殖に関し必要な施策を講ずるものとする。」とされていることから、農林水産省ではこれまで蜜源植物の植栽支援事業を推進している。</p>	各府省からの第2次回答

農林水産省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支障事例
49	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている行政機関による森林所有者に関する情報を利用することにより、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以後新たに森林の土地の所有者となつた旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課せられる情報に該当しないこととしている。	【現行制度】 森林法に基づき、固定資産課税台帳に記載されている行政機関による森林所有者に関する情報を利用することにより、森林法第10条の7の2に規定する森林の土地の所有者に関する情報のうち、税務部局が調査した結果得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以後新たに森林の土地の所有者となつた旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課せられる情報に該当しないこととしている。  【支障事例】 行政機関の内部で活用できることにより、森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者等が立木を買い受けた伐採する場合には伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報とに不一致があつた場合、固定資産課税台帳により確認を行おうとしても上記のような制限がかかるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。 また森林經營管理法において、經營管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障がかかる可能性がある。	平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となつた者に関する登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林經營管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7の2、第191条の第2項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報のうち、税務部局が調査した結果得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以後新たに森林の土地の所有者となつた旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報も活用が可能になることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林經營管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	森林法第10条の7の2、第191条の第2項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報のうち、税務部局が調査した結果得た情報については、同条が施行される平成24年4月1日以後新たに森林の土地の所有者となつた旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報も活用が可能になることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林經營管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。	福井市	総務省、農林水産省	笛小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、岐阜市、高山市、豊橋市、新城市、出雲市、徳島市、香川県、八幡浜市、熊本市、宮崎市、宮崎県、鹿児島市	○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やす、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。 ○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となる者の登記簿と異なる台帳記載情報について、行政機関の内部で利用できるようになりますが、当市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考える。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度により有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようしていただきたい。同じく令和元年度から市町村への譲り受けが始まった森林環境譲り受けができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげて行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。 ○平成31年度から施行された森林經營管理法では、適切な經營管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することになっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。 ○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となつた者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林經營管理法における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると考えられる。 ○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施業の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林經營管理法第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。 ○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できぬいため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。 ○当市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿等と登記簿謄本で確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。 ○提案市が挙げている支障事例に加え、当市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を微取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。 ○森林經營管理制度を推進するために必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林經營管理制度において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て經營管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。 ○平成24年4月1日以後、新たに森林の土地の所有者となつた旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課せられる情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以後新たに森林の土地所有者となつた者の情報が、(土地の所有者となつた旨の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所か判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができない。そのため、經營管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。 ○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、当市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以後新たに森林の土地の所有者となつた者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかつた。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行つた。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るものが多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日以前に森林の土地の所有者となつた者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。 ○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林經營管理制度において、市町村が行う經營管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。 ○当市でも、今後実施予定の森林經營管理制度に基づく經營管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林經營管理制度の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。	○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やす、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。 ○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となる者の登記簿と異なる台帳記載情報について、行政機関の内部で利用できるようになりますが、当市においても森林整備を円滑に行う上で有効であると考える。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度により有効に活用していくため、さらに税情報を活用できる範囲を広げ、林地台帳にも登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようしていただきたい。同じく令和元年度から市町村への譲り受けが始まった森林環境譲り受けができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげて行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。 ○平成31年度から施行された森林經營管理制度では、適切な經營管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の意向調査を実施することになっている。都道府県が直接実施する事務ではないが、管内の市町村が事務を行う際に、登記情報だけで森林所有者を特定することが困難なケースが想定され、固定資産課税台帳の利用が有効である。 ○平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となつた者に関する登記簿と異なる固定資産台帳情報は現行制度では活用できないので、今後森林經營管理制度における森林所有者への意向調査を行うことや林地台帳の精度向上のための調査に支障が出ると考えられる。 ○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあたっては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条に定める林地台帳の情報提供にあたって、依頼者に正確な情報を提供することができず、森林施業の適切な実施や集約化の推進の支障となっている。その他、森林所有者の正確な情報が不足していることにより、森林法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の受理事務や、森林經營管理制度第5条の所有者意向調査等の事務の遂行に支障となっている。 ○森林法第191条の5第2項に、「市町村は、森林の土地に関する情報の活用の促進に資するよう、林地台帳のほか、森林の土地に関する、地図を作成し、これを公表するものとする」と規定されているが、林小班が存在しない土地情報は固定資産課税台帳から取得することができず、林小班周辺の用地状況が把握できぬいため、林小班が存在しない土地の地番および用地境界の情報も取得できるよう規制を緩和してほしい。 ○当市では伐採届、森林の土地の所有者届の受理等、森林所有者の特定をする際に森林簿等と登記簿謄本で確認を行っているが、相続等による登記が行われていない土地もあることから、必ずしも現所有者と一致するものではなく、所有者の特定に時間を要している現状である。 ○提案市が挙げている支障事例に加え、当市においては次の事例について支障がある。森林法の規定において、令和元年度より公表することとされている「林地台帳」の整備において、森林所有者情報の精度向上に支障がある。また、市町村森林整備計画の作成にあたり、森林所有者等の意見を微取する場合において、森林所有者情報が必要となるが、その精度向上は効率的な事務の実行に向けて必須事項と言える。 ○森林經營管理制度を推進するために必要な、市町村で整備する林地台帳の森林所有者情報等の精度向上のためにも固定資産課税台帳情報の活用が必要であり、また、森林經營管理制度において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て經營管理集積計画を作成することとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かる場合であっても、上記の制限から所有者不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していく上で支障になりかねない。 ○平成24年4月1日以後、新たに森林の土地の所有者となつた旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課せられる情報に該当しないこととされているが、平成24年4月1日以後新たに森林の土地所有者となつた者の情報が、(土地の所有者となつた旨の届出義務がない)所有権を移転せず変更された住所か判別できないことから、税務部局からの提供を受けることができない。そのため、經營管理意向調査を行う際の森林所有者の調査が円滑に進まないなどが懸念される。 ○森林法第191条の4により、各市町村は1筆の森林の土地ごとにその森林の土地に関する事項を記載した林地台帳を作成することとされている。その記載事項の一つとして「現に所有している者・所有者とみなされる者」があり、当市においては税務部局と検討を進めたが、法的に認められているのは平成24年4月1日以後新たに森林の土地の所有者となつた者の課税情報のみとされているため、情報提供を受けられなかつた。そのため、市で独自に調査票を森林所有者へ送付し、調査を行つた。送付先の特定のためには法務局の登記簿情報を使用するしか方法がなく、情報が古いため発送に至らないか、発送しても宛先不明で返送されて来るもの多くあった。調査票が所有者へ届き、市へ提出があったとしても、指定した記入方法を無視した記述が多いため、回答内容にバラつきがあり、取りまとめる作業が膨大である。平成24年4月1日以前に森林の土地の所有者となつた者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報も活用が可能になることで、データによる情報の整理が可能で、作業の軽減や誤った情報整理も避けることができる。林業専用道整備事業においては、所有者不在の場合には、説明会などで情報収集し、所有者と関わりのある者などの情報を得ているが、上記情報の活用が可能であれば、円滑な事業遂行が可能である。 ○県内においても、税務部局から林地台帳担当部局に対して、平成24年3月31日以前の情報が提供されない市町村があるところである。森林經營管理制度において、市町村が行う經營管理意向調査等が円滑な推進に支障となることも懸念されることから、制度の改正を望む。 ○当市でも、今後実施予定の森林經營管理制度に基づく經營管理意向調査において、郵送物の返戻があった際に、調査が円滑に進まないなど支障が出る可能性があり、森林經營管理制度の運用に伴う事項について固定資産課税台帳の情報の行政内部での活用を求める規定が必要。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
49	平成24年3月31日以前分に係る所有者把握等に膨大な事務量が発生しているため、森林の集約化等森林経営の効率化に支障が生じているという現状がある。また、森林経営管理制度における所有者不明森林に係る公告に関して、税務部局で所有者を把握しているにも関わらず、林務部局で「所有者不明森林」として公告することが起こり得、同一市町村長が異なる対応をとることに対する懸念もある。以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。	一 【須賀川市】 林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。 【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理制度の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。	一 【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。		〇市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのではないか。 〇平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理制度の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理制度の意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。 〇空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。	平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。 一方で、同年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用できることとされているところ。 しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局も利用できるようになることへのニーズが高い。 また、平成26年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現況が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空屋対策担当部局が利用することを可能とする考え方が整理された。 こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益との比較衡量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報を内部利用が可能となることについて検討してまいりたい。	

## 農林水産省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
64	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和	固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳記載情報の内部利用について、平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者の届出義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができるようになります。	【現行制度】森林整備法において、森林所有者が不明であることが明らかになった森林は、市町村が所定の探索を行った上で公告、裁定を経て経営管理集積計画を作成するところとなるが、固定資産課税台帳が利用できれば所有者が分かることで、上記の制限から所有者が不明森林として扱うことになってしまい、当制度を適切に運用していくうえで支障になりかねない。また、森林法第193条の規定に基づき、補助事業(森林環境保全整備事業等)で行う林道の整備にあり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するため「土地使用承諾書」を提出してもよい開設している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限があるため、その探索に大きな努力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。	平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳に記載されている森林の所有者に関する情報の利用については、平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者の届出義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができる。	森林法第10条の7の2、第19条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号)	総務省、農林水産省	高知県、北海道、徳島県、愛媛県、安芸市、四十市、香美市、大豐町、佐川町、梼原町	吉小牧市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、福井市、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、徳島市、香川県、いの町、長崎県、五島市、熊本市、宮崎県、宮崎市	○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の登記簿と異なる台帳記載情報についても、行政機関の内部で利用できるようにすることには、当市において森林整備を目的とした税務部局へ提出するべきである。令和元年より新たに林地台帳制度が開始され、それに伴う税情報の活用を行うことによって、森林の所有者等による登記簿と異なる台帳記載情報を記載できるようになっていただきたい。同じく令和元年度から市町村への情報の利用範囲が拡大の必要性が益々高まっている状況がある。	【経済省】私人による地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課せられている。	

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
64	<p>これまで森林法に規定する事務等を円滑に遂行するため、林地台帳の整備等を行ない森林所有者の把握に努めてきたところだが、相続登記がなされていないことや住居移転等の理由により、森林所有者を正確に把握できないところがある。</p> <p>そのような中、これまでの森林法に基づく伐採・造林履など各種手続に加え、本年4月からは森林経営管理法が施行され、市町村は、森林所有者への経営に関する意向調査等の事務が始まっており、森林所有者情報の的確な把握がますます重要となっている。</p> <p>また、空家においては所有者の範囲を限定せずに所有者に関する固定資産税情報の内部利用を可能としているところ、平成29年度地籍調査における土地所有者等に関する調査によれば、登記簿のみではなく分からず所有者等の割合は宅地よりも林地において高くなっています。森林についても空家と同様の仕組みを整備する必要があると考える。</p> <p>共同提案している市町村をはじめ、多くの市町村から、森林法及び森林経営管理法の事務等の遂行のため固定資産課税台帳に記載されている情報を内部利用について要望を受けていたところであり、前向きにご検討いただくようお願いしたい。</p>	—	<p>【須賀川市】 林野庁の検討した意見等を基に農林水産省と総務省が協議し、総務省が主体となり、本事項に係る規制緩和を早急に推進していただきたい。</p> <p>【福井市】 税務部局において所有者の所在等を把握しているにも関わらず、林務部局においては、調査の結果次第で「所有者不明森林」として公告を行うことも想定され、場合によっては、同一市町村長が異なる対応をとることとなる。</p> <p>その結果、行政機関に対する不信感や土地所有者からの苦情等につながることが懸念される。</p> <p>以上のことから、是非とも前向きに検討いただきたい。</p> <p>【五島市】 本年度から森林経営管理法に基づく森林経営管理制度がスタートし、意向調査を郵送等により実施していくが、大部分が所在不明等の理由により返送されることが予想されます。所有者を確定させ森林整備に繋げるためにも固定資産税情報の活用が必要になるので、今後とも継続してご検討下さいますようお願いします。</p> <p>【熊本市】 平成24年3月31日以前に森林の所有者となった者に関する固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林経営管理法の運用に有効であることから、今後、利用を可能とするため、総務省と農林水産省が連携して、守秘義務の例外として位置づけるなど個別法において一定の整理を行っていただきたい。</p>	—	<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p> <p>【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>○市町村が中心となって適切な経営管理を行う森林経営管理法の制度の活用を促進するためにも、森林法に基づき固定資産税情報の内部利用を可能とする範囲について、平成24年以前・以降で区別するべきではないのではないか。</p> <p>○平成28年森林法改正による林地台帳制度の創設や、平成30年の森林経営管理法の成立など、近年、市町村において森林所有者を把握し、経営管理する意義が高まっている状況変化を勘案し、守秘義務によって保護される法益との比較衡量を改めて行い、情報提供できる範囲を見直すべきではないか。</p> <p>○空家等対策の推進に関する特別措置法や所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法においては、届出等の義務の有無にかかわらず固定資産税情報の内部利用が可能となっており、森林法においても同様の扱いとすることが可能ではないか。</p>	<p>平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となった者に係る税情報については、市町村林務部局に届出義務があるため、本人と林務部局の間で秘密には当たらないと解されて、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用することが可能と整理されてきた。</p> <p>一方で、同年3月31以前に森林の土地の所有者となった者については、上述の届出義務がないことから、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局が利用できないこととされているところ。</p> <p>しかし、近年は、市町村が所有者情報を把握する必要性が高まっており、特に、所有者不明である場合には、探索に代わる手段に乏しいため、固定資産課税台帳の情報を市町村林務部局も利用できるようにすることへのニーズが高い。</p> <p>また、平成26年に成立した空家等対策の推進に関する特別措置法においては、空家の所有者等の探索等のため、土地・家屋等の所有者を把握する必要性が高いとされた一方で、現状が空家であるため所有者の把握が困難であり、情報把握のための代替手段に乏しいことから、保護法益との比較衡量において、所有者等情報を提供することに合理性が認められるものとして、届出義務の有無にかかわらず、税情報を市町村空屋対策担当部局が利用することを可能とする考え方方が整理された。</p> <p>こうしたことから、市町村林務部局が森林所有者の情報収集をより円滑にできるよう、このような考え方を参考に森林法等の改正を検討するとともに、これを踏まえた保護法益との比較衡量を改めて行い、平成23年度以前からの森林所有者に係る固定資産課税台帳情報を内部利用が可能となることについて検討してまいりたい。</p>

## 農林水産省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野									団体名	支障事例			
67	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業次世代人材投資事業(経営開始型)における新規就農者に対する農業状況確認及び訪問に係る運用の弾力化	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、対象者ごとに就農状況確認を年2回行う必要がある。一方で対応するほど弾力的な運用を可能にすることで、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制を構築することができる。	本事業は交付対象者が多く(平成30実績576人)、審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就農状況確認を年2回行う必要がある。一方で対応するほど弾力的な運用を可能にすることで、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制を構築することができる。	年4回の直接訪問を抱き合わせて実施したり、個別訪問や電話等で対応するなど弾力的な運用を可能にすることで、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制を構築することができる。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付)及び農業次世代人材投資事業(経営開始型)に関する課題を相談対応するサポートチームを設置し、平成29年度から新たにサポートチームを整備し、平成29年度以降に採択した交付対象者(平成30年実績161人)に対して、チームが中心となって就農状況確認を行う必要がある。メンバーは市町村・JA等と構成するため、市町村では日程調整等にも時間を要している。	農林水産省	青森県、青森市、八戸市、黒石市、つがる市、平川市、平内町、藤ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大鷲町、田舎館村、板柳町、中泊町、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、五戸町、階上町	札幌市、盛岡市、山形市、白河市、鹿沼市、川崎市、新潟市、福井市、長野県、豊田市、京都府、大阪府、出雲市、高松市、熊本市、宮崎県、宮崎市	○本市では、昨年36名の状況確認を行ったが、対象者との日程調整にかなり時間を要した。県、JA、農業委員会で構成されている、サポートメンバーのスケジュール調整等にも時間が必要をしている。また、交付対象者にとっても、すべての団地の状況確認のため、団場が各地に点在し、遠い場合に移動する必要がある。サポートチームも、もちろん他の業務をもっているわけでも、何度も訪問となると、主の業務がおろそかになってしまっている。何度も直接対応する必要がある。そのため、サポートメンバーは、しっかりと農業の不安をうなづくことができるようになってほしい。ほとんどの新規就農者は、サポートメンバー以外の、地区的先輩農業者からのアドバイスにより知識を得ているのが、実情である。	○当団体においても、本事業は交付対象者が平成30実績で239人と多く、審査やデータベースの管理、補助金事務等のほか、対象者ごとに就農状況確認を年2回行う必要がある。また、県内最も交付対象者の多い市では、平成30年度の就農状況確認対象者が37人のため、1回の直接訪問に1ヶ月を要し、年4回で最大8ヶ月分の業務量となる。	○本市では、平成31年度からは、サポートチーム等を構成員とする評価会を設置し、交付2年目終了後に中間評価を実施し、結果がBの者にはチームで重点指導を行なうこととなる。	○本市では、昨年36名の状況確認を行ったが、対象者との日程調整にかなり時間を要した。県、JA、農業委員会で構成されている、サポートメンバーのスケジュール調整等にも時間が必要をしている。また、交付対象者にとっても、すべての団地の状況確認のため、団場が各地に点在し、遠い場合に移動する必要がある。サポートチームも、もちろん他の業務をもっているわけでも、何度も訪問となると、主の業務がおろそかになってしまっている。何度も直接対応する必要がある。そのため、サポートメンバーは、しっかりと農業の不安をうなづくことができるようになってほしい。ほとんどの新規就農者は、サポートメンバー以外の、地区的先輩農業者からのアドバイスにより知識を得ているのが、実情である。	農業次世代人材投資事業(経営開始型)では、交付対象者の農業経営の開始及び定着をより確実なものとする観点から、交付主体である市町村は、その経営状況を把握するとともに、交付対象者を抱える経営・技術等の課題に適切に対応するため、都道府県、農業協同組合等の関係者で構成するサポートチームによるサポートを実施し、交付対象者のフォローアップを行うこととしている。

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
67	本提案では、サポートチームによる就農状況確認及び訪問指導に話し合いで実施する点についても求めています。 指導方法については、「貴省から「訪問せずに電話等によるアドバイスを行うことも有効」との見解が示されました。が、就農状況の確認と訪問指導を抱き合いで実施することで、毎年計4回実施している指導を年2回とする提案についても、ご検討いただきますようお願いします。 抱き合いで実施する理由として、現状、年4回の訪問の中で、農繁期で交付対象者が対応できない時期や積雪等で圃場確認ができない時期、栽培開始前の時期等であったとしても訪問による確認又は指導を行わなければならず、本来期待されている指導内容が深まらない傾向にあり、その実効性に疑問を抱いております。 また、指導に当たっては、事前に直近の状況や課題を把握した上で行う方が効果的ですが、その情報は就農状況報告に基づいており、訪問指導は就農状況確認と抱き合いで実施する方が効率がよいと考えます。 交付対象者は、普段から、サポートチームと連絡を取り合い、就農に際しアドバイスを受けております。従って、指導回数を一律に年4回として定めるのではなく、効率的かつ効果的なサポートを実施するため、交付対象者の状況等に応じて、就農状況確認及び訪問指導を抱き合いで実施することで指導回数を年2回とした上で、従前通り、交付対象者からの相談は随時受け付けることにより、地域の実情に応じた柔軟なサポート体制を構築することが可能になるものと考えます。 なお、貴省からの回答に記された、交付情報等のデータベース入力作業等の業務を適切に執行することは必要と考えますが、平成29年度以降、年2回の訪問指導や中間評価等が加わったことにより業務量が大幅に増加し、データベース入力業務にも支障を来していることも一因と推察します。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		本事業の経営開始型は、新規就農者の就農直後の経営が不安定な期間を支援し農業への定着を図ることを目的としており、本事業の趣旨を踏まえると、交付主体やサポートチームによる定期的な就農状況の現地確認や面談等に基づく課題把握及び指導は、新規就農者の早期の経営確立に向けて重要な役割を担っていると考えている。 一方、市町村やサポートチームにおいて、年4回の訪問による現地確認や指導等の業務負担が大きいことも考慮し、交付対象者の就農状況や課題を適切に把握し、交付対象者の状況に応じた指導が適切に行われるこことを担保した上で、抱き合いで実施する訪問回数の減少等も含めて、効率かつ効果的なサポートに向けた運用改善を検討する。	

## 農林水産省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
90	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第74条の2の規定に基づき國から譲り受けた土地について、用途を許して返還することによって、原則、無償で國に返還することとなつて居るが、処分までの手続きが長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。また、國に返還せずに、財務省から譲り受け用途を停止する場合、一律に代替道路等の整備等が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せよとも返還不要できるよう運用等の見直しを求める。	【現状】旧農地法第74条の2の規定により「國から市町村等に譲り受けた土地について、用途を許して返還することによって、原則、無償で國に返還することとなつて居るが、処分までの手続きが長期間を要するが、処分までの手続きが長期間を要するため、手続きの簡素化を求める。また、國に返還せずに、財務省から譲り受け用途を停止する場合、一律に代替道路等の整備等が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せよとも返還不要できるよう運用等の見直しを求める。	運用等の見直し等を行うことで、これまでよりも迅速に払い下げ等が可能になり、地域の土地利用における利便性の向上及び行政の効率化に資する。	旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)、平成12年6月1日12構改B第404号、農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)-ア	財務省、農林水産省	宮城県	福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県	○当団体でも、用途廃止申請まで至るケースは少ないが、農政局へ返還をする場合、事前協議する案件は年2~3件程度有り。譲り受け後に、周辺環境の変動(住宅が建つた市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲り受け点での農業用以外の公共的利用(集落と緊密な道路、隣接施設等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要しているケースも多く、早期の土地の効率的活用に際しては、状況は大きく変わるので、道路又は水路自体が利用できないケースも見られ、土地の有効活用という観点から、返還しなければならない条件を無効とする又は公共利用であれば返還ではない等、大きく緩和することは有効と思慮する。 ○公共事業等の事業用地に譲り受けた場合に、事業の円滑な実施を妨げる要因となることが想定されるため、手続きに要する時間が短縮されるよう、手続の簡素化及び要件の緩和等が必要。 ○譲り受けの返還やその後の処分にあたっては、土地の処分に期間を要している。法定受託事務である以上、國の一定の関与が必要な性質であることから、農林水産省や財務省、譲り先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めていきたいと考えている。	【財務省】国有財産の管理及び処分にあたっては、財産の効用を全うさせ、常にその用途に有効に供する状態を保つことなどが必要である。このことから、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による維持及び処分を行わなければならない」とされているところ。 特に引継ぎにあたっては、国有財産の売却や買付を行う際に無用な支障が生じないよう、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認しているところ。 本件提案の事例においても、こうした観点から、同様の取扱いとしているところであるが、返還時の処分までの手続きが速やかに図られるように、当たる支障が生じた場合には、個別に相談を受けて、適切な対応に努めてまいりたい。	【農林水産省】売却等の処分に当たっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。 なお、手続きに長期間を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。 また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合に、國への返還を不要とすることは困難。	
91	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	旧農地法第80条第1項の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業用に供しないものとして旧農地法第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った國有農地等について、国において該地を管理するよう運用等の見直しを求める。	旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業用に供しないものとして旧農地法第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った國有農地等について、国において該地を管理するよう運用等の見直しを求める。	不要地認定がされた筆について、法定受託事務による管理対象地の上の利用に供しないものとして旧農地法第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った國有農地等について、国において該地を管理するよう運用等の見直しを求める。	旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項 旧農地法施行令第15条、第16条第1項	財務省、農林水産省	宮城県	福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県	○当団体では、平成31年3月末現在、台帳に登載している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」といふ国の方針に基づき不要地認定を行ったが、旧所有者の特定等の規定に基づき、各府省は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 一方で、境域の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 また、今般の提案を受けて、再度、全財務局等に対し、処分の目途が立たないことを理由に当団体が引継ぎを受けないといったことがないように周知徹底することとした。 なお、不要地認定された土地を農林水産省において検討される事項である。	【財務省】管理番号90-1において回答した通り、国有財産法第9条の規定に基づき、各省各府省は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 一方で、境域の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 また、今般の提案を受けて、再度、全財務局等に対し、処分の目途が立たないことを理由に当団体が引継ぎを受けないといったことがないように周知徹底することとした。 なお、不要地認定された土地を農林水産省において検討される事項である。	【農林水産省】国有農地等は、農地改革以降、都道府県知事が取得・売渡しを行ながら管理しており、その登録や現状の状況を踏まえた管理を行つため、都道府県知事の法定受託事務(国費により管理費を充当)しているところ。 このため、要望の土地について、都道府県の管理対象地から除外することは困難。 一方で、引継ぎに時間を要している点については、引き続き円滑に引継ぎが行われるよう努めてまいりたい。	
102	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る法律に係る市町村計画を作成することができる基準の緩和	【現状】酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る法律に係る市町村計画を作成することができる基準を見直し、「飼養密度」の基準を満たさなくてはならない。市町村が新たに計画を作成することで、規模拡大を進めながら、畜産振興を図ることができる。	市町村が新たに計画を作成することで、規模拡大を進めながら、畜産振興を図ることができる。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4 同法施行令第1条の3 同法施行規則第2条の2	農林水産省	岡山県、中国地方知事会と共同提案	川崎市、京都市	○当団体でも、一部の市において飼養密度が要件を満たさず、計画を策定できない状況がでてくる可能性があり、当該市には今後の中核的な担い手となる畜産農家も存在するため、今後の畜産振興施策に支障が出る可能性がある。 ○本県においては、今のところ酪農・肉用牛とも計画が作成できないといった事例はない。各々の市町村で諸条件は異なり、畜産を振興したい市町村で飼養密度のみで除外することは不適と考えられるため、弹性的な運用をお願いしたい。	本法では、酪農及び肉用牛生産の合理的な発展を図るためにふさわしい市町村に必要な最低限の条件を定めるとともに、その市町村に対する重点的な施策展開を図ることを目的として市町村計画を作成することができる市町村の基準を定めている。 このうち、「飼養密度」の基準については、乳牛又は肉用牛の飼養頭数が多くてもその飼養農家が極端に少ない場合を除き、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を多教育成してゆくに適した市町村において酪農及び肉用牛生産の近代化を着実的に進めるために設けている。 なお、一部の補助事業では、重点的な施策展開を図るために、市町村計画の作成を要件としているが、例えば、強い農業・担い手づくり総合支援交付金では市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内を事業実施地域と定めるなど、補助事業毎に一定の配慮を行っている。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
90	本提案の目的は、私下け要望等があつた際に迅速な処分を可能とすることにあるが、現行制度では国へ返還する場合、代替道路を整備する場合、それぞれ期間を要し、事務も負担となっている。行えていない取扱いは確認できなかつた。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○過去に市町村等に譲与された土地については、実態調査の結果、現行の手続においては、地域住民から払下げ要望があつた場合や、公共事業用地となった場合には、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とするなど、事務負担に配慮しつつ迅速な処分を可能とするための方策を検討するべきではないか。	【財務省】 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の旨が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかつた。 他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、 ・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされなければいけないこと ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理間の標準化等 について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面によ周知徹底を図ることとした。 【農林水産省】 市町村等に譲与された土地について、用途廃止に伴う国への返還や代替道路等の設置に向けた手続の期間等の実態調査の結果、地域住民から払下げの要望があつた場合や公共事業用地となった場合の国への返還から処分までの手続が長期間を要している場合は、その要因を踏まえ、迅速な手続きが行われるよう必要な事務の確実化等を図ることにより運用の改善を図る。 また、譲与した農業用の道路等の代替道路等の設置については、譲与した道路等の公共事業用地等となった場合に必要な道路等が、農業用以外であっても当該地域の住民の生活上必要な道路等として公共的性格があると認められる場合は、代替道路等として取り扱うことができるよう取扱いを明確化する。 なお、売却益を国に返還することを前提に市町村等が自ら処分することを可能とすることについては、譲与した土地は、国費で買収した国民共有の財産であり、地域の農業生産や生活に必要な公共施設であるから無償で市町村等に譲与しているものであり、それを用途廢止する場合は、国有財産として適正な方法で処分を行う必要があことから、慎重な対応が必要と考えている。
91	当県に限らず、引継ぎに係る書類等が全て整っているものであつても、財務省への引継ぎが行われない土地を抱えた自治体はあると考えている。全財務局等に対し、処分の目処が立たないことを理由に引継ぎを受けないといったことがないよう速やかに周知徹底していただきたい。 また、農林水産省から「その経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」法定受託事務としているとの回答があつたが、県からは不要地認定書提出の際、対象地の経緯や現場の状況を農政局へ説明しており、國も「その経緯や状況を踏まえた」上で不要地認定を行っている。そのため、不要地認定後は國において「その経緯や状況を踏まえて管理を行う」ことが可能であり、國により不要地認定された土地を旧農地法による法定受託事務として県が管理を続けなければならない理由はないので、不要地認定を行った国有農地等について、國において管理できないか再度検討願いたい。	—	【新潟県】 農林水産省は、都道府県の法定受託事務としている理由を「経緯や現場の状況を踏まえた管理を行うため」としているが、国有農地等の不要地認定手続きの際は、県から対象地に係る経緯や現場の状況を十分に説明し、國(地方農政局)はその状況を理解した上で、不要地認定を行っている。そのため、少なくとも不要地認定された国有農地等については、國においても経緯や現場の状況を踏まえた管理は可能と考える。 また、不要地認定した後も農林水産省が直接管理しない仕組み自体が、財務省への国有農地等の引継ぎに積極的に取り組まない要因にもなっているのではないか。 【長野県】 財務省及び農林水産省からの回答では、共同提案した理由である財務省への引継ぎ及び測量が進まない問題が解消されないことから、不要地認定を行った国有農地等については、國が管理するよう運用の見直しを求める。國が管理することが困難であつても、次の2点について運用の見直しを求める。 1. 都道府県では、国有農地の一般会計移管後に加わった財務省への引継ぎ事務が大きな負担となっている。引継ぎは、ルールが不明瞭で財務事務所や担当者によって必要な対応が異なることや、財務事務所から国有財産の管理状況について、都道府県が一方的に指摘を受ける状況に、大変苦慮・困惑している。このため、引継ぎについては、都道府県が財務事務所とやり取りすることがないよう、国有財産事務に精通する農林水産省の担当者が行つていただきたい。 2. 財務省への引継ぎ等に必要な測量について、毎年縮小する交付金を活用して実施しているものの、事務量及び費用上の制約から本県では年間10件程度にとどまっている。このペースでは、50年後も国有農地等の管理を続けなければならない状況であることから、不要地認定後に農林水産省において、まとめて実施していただきたい。	—	—	○都道府県が法定受託事務として一部の管理事務を担っている国有農地等について、不要地認定が行われた後の財務省への引継ぎに係る事務等を整理し、都道府県に担わせている法的根拠を明らかにしていただきたい。 ○提案団体のほか、複数の追加共同提案団体からも、国有農地等の財務省への引継ぎの際、処分の目途が立たないことを理由に引継ぎを断られているとの声が挙がっているところ、財務局における実態を踏まえ、処分の目途が立たないことを理由に引継ぎを断るような運用が行われないよう、財務局及び地方公共団体に対して書面で周知徹底するなどの必要な措置を講じるべきではないか。 ○不要地認定後の土地であって、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいないものについては、一定期間経過後は農林水産省において速やかに引き取り、財務省への引継ぎを行う運用とするための方策を検討すべきではないか。	【財務省】 各財務局等における国有農地等の引継ぎの実態について調査した結果、処分の旨が立たないことを理由に引継ぎを受けないという取扱いは確認できなかつた。 他方、提案団体を含む各地方公共団体より改善要望が出されていることから、 ・境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされなければいけないこと ・国有農地の引継ぎについて円滑に処理を進めること ・引継ぎ事務の迅速化の観点から、国有農地等の引継ぎ事務の明確化、事務処理間の標準化等 について、年内に各財務局等、地方農政局及び地方公共団体に対して、書面によ周知徹底を図ることとした。 【農林水産省】 国有農地等の管理は、旧農地法第78条第2項に基づき農林水産大臣から都道府県に委任しており、都道府県が法定受託事務として行う事務としては、旧農地法施行令第15条第1項第4項に基づき引継ぎ等の処分の適正を期すために必要な事務の地方農政局(農林水産大臣)への提出の事務等がある。この提出資料の作成にあたり、都道府県は、手戻りがないよう、各県の財務事務所等と境界確定等が正に行われているかを確認するための調整を行っている。 また、財務省への引継ぎに係る事務については、都道府県からの資料をもとに、國財政法施行令第3条に基づき地方農政局と財務事務所等との間で行われる。 不要地認定後の土地については、財務省とともに、財務省への引継ぎに係る事務迅速に行われるよう、必要な事務の明確化や事務処理期間の標準化等を図る。 また、都道府県として境界確定等による財産の特定等の引継ぎに当たって確認すべき事項の確認が済んでいる事務について、都道府県から地方農政局へ当該事務の管理状況の概要について提出があった際は、地方農政局は必要に応じて、各県財務事務所等及び都道府県と管理の状況に係る課題等について調整を行うなど、円滑な事務が行われるよう運用の改善を図る。 なお、これらにより、迅速な引継ぎのための手続が進むこと、管理については、維持及び保存に係る事務のうち、境界確定等は完了し、草刈り等の最小限の事務となるから、これを農林水産省の管理に整理替える手続を設けることは効率的ではあると考える。
102	本提案に係る「飼養密度」の基準については、「耕作又は養畜の事業を行う者の総数」を分母とする畜産經營の割合となっており、旧酪農振興法が昭和40年6月に改正された当時に定められ(昭和58年5月に肉用牛を追加)、内容も制定当時のままで認識している。 また、本基準は「飼養農家が極端に少ない場合を除外」するためとあるが、基準を満たさず市を飼養農家の数で上回っているB市であっても、農業者の総数が上回っているために飼養密度が下回り、基準を満たせくなっている状況がある。 市町村の農業者の総数については、畜産經營と同様に離農や新規就農による増減に加え、市町村合併等の畜産振興施策とは関係の無い事象により大幅に変動する。全国的な傾向でも農業經營体数に比べ乳牛及び肉用牛の飼養戸数の減少割合が多く、今後要件を満たさなくなる市町村が増加することが見込まれる。 市町村において酪農經營及び肉用牛經營を多教育成していくことは重要と認識しているが、小規模の酪農及び肉用牛經營が多数離農していく中で、地域の生産基盤を維持・強化していくためには、地方の判断により、中核的な畜産經營の規模拡大等の取組を進められるようすべきである。 なお、補助事業の要件への配慮については認識しているが、弱体化が進む本県の酪農・肉用牛の生産基盤の維持・強化を図るために、意欲ある市町村が本計画を策定し、市町村独自の取組を進めることは効果があると考えており、本計画の策定を取り巻く状況が変化するなかで基準の見直しを求めているものであり、再度、農水省にご検討をお願いしたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律では市町村計画策定の効果として、当市町村の酪農經營又は肉用牛經營を営むものが作成する經營改善計画を市町村が認定した場合に㈱日本政策金融公庫等の資金の貸付けを受けることができるこれが定められている。 一方、酪農經營又は肉用牛經營を営む者に対する融資としては、認定農業者を対とした農業經營改善計画の達成に必要な長期かつ低利の資金である農業經營基盤強化資金(スーパーJ資金)を始め、個々の農家の経営に応じた各種資金が用意されており、また、市町村計画の有無にかかわらず、活用できる補助事業も用意されている。 そのような中で、御意見では、「市町村計画を作成できないことで、近代的な酪農經營及び肉用牛經營を育成してゆくのに適した市町村と認められず、個別の補助事業にならないといった支障が生じており、市町村が、規模拡大を進めながら、畜産經營を図る上での障害となっている。」とあるが、市町村計画を作成できないことによる規制緩和を行わない法制度上の不利益はないと考えられており、規制緩和を行なわなければならない理由はないと考える。 なお、支援があるという法制度上の不利益があるのであれば、御教示いただきたい。		

農林水産省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
120	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化	農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織への返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とすること。	【現行制度】活動組織によっては、返還手続に掛ける労力を本来業務である農地の維持管理に充てることができる。交付額は田畠等の面積に応じて算定し交付されているが、活動の実績により執行残が生じる場合もある。その場合の執行残の取扱いについては、活動期間中、翌年度への持越しは可能であるが、国の指導により持越し額が多くなると返還を求められる。対象農地の減少による返還の場合には返還相当額を次年度の交付金と相殺することができないが、それ以外の場合では翌年度以降の交付金との相殺はできず、返還手続をする。【支障事例】活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続きを行う必要があるが、経由する市町村、県にとどまらずそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。本県の例を挙げると、活動組織は県内47市町村に所在しており、執行残がある場合、①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。③最後に、県が47市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第2条第1項、第9条第2項 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第9、別紙2の第9 多面的機能支払交付金実施要領 第1の15(2)、第2の18(2)	農林水産省	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、さいたま市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、深谷市、上尾市、滑川町、鳩山町、皆野町、小鹿野町、美里町、長野原町	宮城県、白河市、川崎市、上越市、石川県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、熊本県、宮崎県、宮崎市	○活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続きを行なう必要があるが、経由する市町、県にとどまらずそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。当県の例を挙げると、活動組織は県内36市町に所在しており、執行残がある場合、以下の①～③の手続きを行う。なお、活動組織の段階でも返還手続きは地域での徴収手間や申請手続きが発生して活動組織に多大な負担を強いており、それらの手続きが不要となる相殺処理を可能として負担を減らすことが必要である。 ①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。 ②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。 ③最後に、県が36市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。 ○毎年度、執行残が生じた場合、翌年度への繰越金としているが、多面的機能支払交付金制度は5年間の計画であることから、5年目の活動終了年度には活動組織によって返還額が生じている。相殺交付を可能とすることは、繰越金の減少、返還金発生防止の効果が期待され、あわせて、返還金が生じた場合の返還報告書や返還金納入などの手続きが省略され、活動組織、行政の事務手続きの負担軽減につながる。 ○当県の活動組織は県内19市町に600余り所在している。昨年度、高齢化や担い手不足に伴う対象面積の見直しや転用による農地面積の減少により、交付金の返還が生じた。一連の作業には4か月程度の期間を要し、経由する市町、県にとどまらず負担となっている。 ○活動組織の執行残の補助金返還は、事業の仕組み上、市町村及び県を経由して返還手続きを行なうため、それぞれの機関において、補助金返還に係る手続きが負担となっている。県内各地に所在する活動組織の執行残に係る事務手続きは、各市町村分を取りまとめた上で、国への返還手続きを行なうため、期間を要する。 ○これまで、活動継続組織における執行残の返還事例は無いが、今後持越し金が増加してきた組織において補助金返還をする事例も想定される。 ○当県では、市町村毎に交付単価を定めており、地域の実情に合った単価を設定しているところですが、持越し金額の増加や余剰金の返還が生じております。また、毎年度、対象農用地面積の減少や使い切れなかった交付金の返還額が1,500万円を超えており、過年度返還の予算確保や活動組織からの返還手続きに時間を要しております。よって、各活動組織からの返還額が生じた場合に、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、事務手続きの大変な軽減となり、更に、予算が不足している長寿命化へ割当が可能となり、年度交付金を有効に活用することができる。 ○当県では39市町村に多面的機能支払交付金を交付しているが、同様の事例が発生しており、平成29年度は43件、平成30年度は3件の返還を行っている。また、返還手続きに要する期間もカ月程度かかっていることから、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、活動組織、行政それぞれで事務負担の軽減ができる。 ○当市においても、執行残の返還を行う活動組織が存在し、返還の手続きが必要となっている。翌年度以降の交付金との相殺が可能となれば、活動組織・行政双方の事務負担の軽減につながる。 ○活動組織の執行残額を国に返還する場合、市が各活動組織に対し納付書を発行し、組織から金融機関で納入してもらった後、市が県に対し返還金を支出する。翌年度以降の交付金と相殺が可能となると、返還金の納付事務や支出事務が簡素化される。			
122	B 地方に対する規制緩和	その他	公営競技の施行団体の指定に関する都道府県経由の廃止	【支障事例】市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。 県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出している。 県意見書は市町村の財政状況等を勘案した指定の必要性を訴える内容となる。 当該指定を受けていたる団体の中に、政令市であるさいたま市(浦和競馬組合等の構成員)が含まれている場合であっても例外なく、県経由で国へ提出している。 しかし、政令市の決算統計(地方財政状況調査)や起債協議等の業務については県を経由せずに国に書類を提出しており、財政状況のヒアリング、事務調整等も総務省が行っていることから、県はさいたま市の財政状況等について直接関与していない。 【制度改正の必要性】したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れていないことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を提出すべきものと考える。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。	二重のヒアリング、書類提出後の調整業務等による負担が軽減され、スマートな事務執行が図られる。 なお、制度改正によるデメリット、特に収益の均てん化における助言等ができなくなるのではないかという指摘があるが、均てん化について、公営競技施行団体が周辺団体等と協議し決定するものであって、県が施行団体に助言等を行うものではないと考える。	競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条	総務省、農林水産省、国土交通省	埼玉県、神奈川県	川崎市	—	【総務省】今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討する。 【農林水産省】市町村が公営競技の施行団体となるためには、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。一方、この指定に当たり県の意見書を総務大臣あて提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。 【国土交通省】モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく施行者の指定手続きに関する本提案(「県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出する」との廃止)に関しては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の財政に係る観点から総務省において手続きを定めたものであると想定されるため、本提案の是非について、国土交通省としては判断できない。		

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
120	多面的機能支払交付金の実施にあたり、県では、活動組織が事業計画に位置付けた活動を適切に実施するとともに、交付金を適切に執行するよう指導している。 本交付金では、次年度当初の活動に必要な経費については持越しが認められているが、県では、活動内容を精査した上で、必要額を上回る額については返還するよう、市町村及び活動組織に対し指導を行っている。 しかし、活動組織により構成員の人数が異なる上、地域の農道や水路等の整備状況にも大きな差があることから、農地維持活動に係る経費については組織により差が生じている。 また、本交付金の活動にあたって、例えば草刈りや路面維持に係る作業委託、事務委託など外注することが可能となっているが、外注せずに構成員のみで活動を実施している組織もある。その場合、外注よりも比較的低成本で活動できる場合もあり、一部組織では執行額により持越額が増加し、不用額が生じてしまうことがある。 なお、令和元年度に返還を行う組織は8組織となっており、今後も返還手続を行う組織が出てくるものと考えられるため、活動組織に対し、本来業務である農地や道水路の保全管理ではなく、返還手続に労力をかけさせることになってしまいながら、自治体にとっても返還報告書の作成や返納金の納入などの事務が発生し、職員への事務負担の増加が懸念される。 以上のことから、活動組織、市町村及び県の事業担当者の事務負担の軽減を図るために、次年度の交付額との相殺交付について再度検討いただきたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			多面的機能支払交付金は、活動計画に位置付けた共同活動が適切に行われれば多額の未執行額が発生することとは見込まれない交付水準(交付単価)を設定している。また、本交付金は、活動期間(原則5年間)を通して交付されるる交付金であるため、次年度当初に本交付金の交付が行われるまでの間の活動資金の確保、活動の実施に必要な資金の積立を目的とする場合には、必要な範囲において交付金の次年度への持越しを認めているところである。 このよう制度の趣旨に鑑み、仮に、活動計画に位置付けた活動を行わなかったことによる未執行額が発生する場合には、共同活動の実施に必要な額を精査し、次年度以降の申請を減額する等、予算の適切な執行を図るべきである。 ご提案の未執行額を減額調整して次年度の交付金の割当を行なう相殺交付は、次年度当初の割当までに、未執行額が返還すべきものかどうかを精査し、その額を確定しておく必要があります。実績が確定する前の作業となるため、活動組織、市町村及び県における事務負担が大きくなることが想定される。 なお、本交付金では、転用等により農用地ではなくなる場合には、活動計画の開始年度以降の当該農地の面積に応じて交付した交付金の過及返還が必要となるが、当該事務の手続きに係る活動組織の負担軽減を図るため、例外的に相殺交付を認めているところである。一方、日本型直接支払の中山間地域等直接支払交付金及び環境保全型農業直接支払交付金においては、相殺交付が行われておらず、他の補助事業においても同様である。
122	提案の早期実現に向けて、前向きに御検討いただきたい。 なお、御対応いただける場合は、具体的なスケジュールをお示しいただきたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			【総務省】 総務大臣は、競馬、競輪及びモーターボート競走を行うことができる市町村を財政上の特別の必要性等を勘案して指定するが、市町村長は都道府県を経由して総務大臣に申請し、都道府県知事が意見を付す手続としている。 このような手続とした趣旨は、県内市町村の財政状況等を把握している都道府県知事に対して財政上の特別の必要性等について意見を求めることで、総務大臣が指定に当たっての参考としようとするもの。 この点、総務大臣は指定都市の財政状況や公営競技の経営状況等について、地方財政状況調査や公営競技に関する個別ヒアリング等を通じて直接把握している状況にあり、公営競技を行うことができる指定都市の指定に当たり、都道府県知事の意見を求め、参考とする必要性は低下していると考えられることから、令和2年度分の指定手続から、指定都市については、当該指定都市の市長が総務大臣に対して直接申請し、都道府県知事の意見を求めないこととする。 【農林水産省、国土交通省】 総務省が行う検討に対して、必要な協力を買ってまいりたい。

## 農林水産省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
168	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に關し付される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化するなど、基準の緩和を図ること。	本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクニアカツヤカミキリの被害が増大している。農業試験研究機関における適正な管理下での飼養については、報告内容を簡易なものとする(1日単位の増減管理ではなく月単位や試験終了時の増減記録)すること、樹木穿孔性の昆虫の場合、採取サンプル(樹木)毎の管理(とすること等)などにより、管理に係る労力が削減され、効果的な防除や農業試験等に注力することができる。それにより、研究効率が高まり成果も得やすくなる。他の生物の本來の生態に即した環境での農業の実効試験等を効率的に行えるようになるため、更に効果的な駆除方法の確立が可能となる。	対象生物の特徴を踏まえた管理方法を設定すること、公共試験研究機関における適正な管理下での飼養については、報告内容を簡易なものとする(1日単位の増減管理ではなく月単位や試験終了時の増減記録)すること、樹木穿孔性の昆虫の場合、採取サンプル(樹木)毎の管理(とすること等)などにより、管理に係る労力が削減され、効果的な防除や農業試験等に注力することができる。それにより、研究効率が高まり成果も得やすくなる。他の生物の本來の生態に即した環境での農業の実効試験等を効率的に行えるようになるため、更に効果的な駆除方法の確立が可能となる。	農林水産省、茨城県、群馬県	愛媛県	—				【農林水産省】 クニアカツヤカミキリは、特定外来法上、環境省の単管種であり、農林水産省から回答すべき事項は無い。 【環境省】 外來生物法において、特定外来生物の飼養等の許可や届け出に係る単位については通常「個体数」を用いることとしておりますが、生物の分類群によっては個体数の把握が困難な場合もあるため、量を表す単位(kg等)での届出でも構わないことになってるため、現行制度においてもご負担の低減が可能であると考えております。また、どうしても数量が多く、厳密な数を把握することが困難な場合については管轄の地方環境事務所にご相談をお願いいたします。 本件については適正な規制を図る観点から、ご懸念の点について許可事務を取り扱っている地方環境事務所等に情報共有を図ってまいります。
186	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における災害復旧事業において、事業と、同事業採択時の施設の形状・材質等を変更する合併施行を行う場合の設計変更手続の迅速化	原形復旧に係る災害復旧事業において、災害にかかった施設を原形に復旧することが可能な場合の復旧工法の採択限度は、原形復旧までを原則としていたため、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独費で行うこととなる。 この場合の事務手続きについては、一度、原形復旧を行う仮定の設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本来の設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならず、事務手続きが煩雑で多くの時間を要する。 例えば、当市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の園路の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年も同様に被災したため、再度の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを混合し固化する事業を市単独費で施行することを決めた。被災は昨年の7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。 このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。	原形復旧に係る災害復旧事業の迅速化を図ることで、災害査定後速やかに事業着手ができる。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条	農林水産省、国土交通省	尼崎市	福井市、大阪府、岡山県、松山市、新居浜市	○合併施行の申請手続き等が煩雑であるため、施設の効用を増大させる部分の事業については、災害査定の設計書には入れず工事発注を行い、別工事で地方単独費にて対応している。そのため、合併施行を行う場合でもその費用を按分して災害査定を受けることが可能になれば、事務の簡素化に繋がると考える。 ○当都道府県にも同様の支障事例があり、災害査定時からあらかじめ合併施行を行なう項目が判明している場合は、地方単独費で行う合併施行分を含めて査定決定を受けることで設計変更協議に係る時間・手間を軽減する事が可能となり、災害復旧事業の迅速な実行が可能となる。査定決定後に合併施行を実施する必要が生じた場合は從来通りとする。			【農林水産省】 災害復旧事業においては原形復旧が原則であり、その費用確定のため原形復旧に係る設計書作成は不可欠である。具体的な支障事例の内容は河川事業であり当省所掌ではなく、要望にあるような事業は近年把握していないが、災害復旧事業と併せて施設の効用増大を行う場合の支援として災害関連事業がある。この災害関連事業の実施にあたっては、災害復旧事業と災害関連事業では補助率が異なることから、それぞれについて災害査定を行う必要があるが、これらの申請を同時にい、査定することで事業を早期に着手することが可能となっている。 【国土交通省】 合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施行することをい、国土交通大臣の同意による設計変更の手続きが必要です。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第5項) ご提案の、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについては、災害査定を実施して災害復旧工事を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部分が不明確であるため、困難です。

管理番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
168	提案内容に記載のとおり、現行規定において、クビアカツヤカミキリの報告事項(量や増減の記録等)については、「一年間に飼養等した個体の総数量、増減した数量及び現存量」や「数頭の増減の事実が生じた日付及びその数を報告する必要がある」とされており、年間千頭を超える飼養を行う本県においては、対応に苦慮しているところ。 「量を表す単位(kg等)での届出も可能のことだが、今回提案のクビアカツヤカミキリは成虫、幼虫ともに非常に軽い変化により生死の判断は困難である。 ついては、クビアカツヤカミキリの報告内容を「1日単位ではなく、月単位もしくは試験終了時点での増減記録を報告する」、「1頭単位ではなく、飼育ケース毎もしくは採取サンプル(樹木)単位での増減記録を報告する」という提案について見解をお聞かせいただきたい。また、そういう報告内容が適切ではないとされる場合、負担低減に繋がる対応方針を具体的に明示いただきたい。 また、地方環境事務所と相談するに当たっては、上記のような地域の実情や当該生物の生態に即した運用が可能となるよう環境省全体として対応いただくとともに、環境省告示についても、運用に即した告示改正又は適宜通知を発出する等、後に告示内容に齟齬が生じないよう明確化をお願いしたい。	—	—	—	—	—	ご指摘の「クビアカツヤカミキリの報告内容の簡素化」については、様式第7「飼養等をする数量の増加、減少等の届出(報告)」の記入上の注意事項4において、「申請書提出時点で現に飼養等をしている特定外来生物がある場合は、その数量を記入する。哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物であって、飼養等をしている量を数えることが困難なものについては、概数を記入する。」としており、既に簡素化を図っているところです。 また、当該生物の報告方法の須要について、ご指摘のとおり「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準(平成十七年環境省告示第42号)」にて定めているところです。ただし、同告示では学術研究の場合は、数量の増減の事実が生じた日付及びその数を報告書に記入し、1年間に一度環境大臣に提出することとなっています。 研究機関における殺虫試験にあたっては、効果を検証するために死亡個体数をカウントする方法が一般的とされています。基本的にはそいつた作業毎の数頭の増減(概数も可)について記入していくこと、年に一度ご報告いただくだければと考えていますが、具体的な報告方法や頻度については対象となる研究の実施計画をもって地方環境事務所にご相談いただけますと幸いです。 上記を踏まえ、ご質問の件に係る見解は以下のとおりです。
186	本提案は、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施する等の柔軟な対応を求めるものであり、原形復旧に係る設計書の作成を省略することまでを求めるものではありません。 当市の想定では、災害査定の実施方法として、原形復旧に係る原形復旧設計書と施設の効用を増大させる部分の工事を含めた合併設計書併せて提出することにより、合併施工が災害復旧事業の目的を達成したことや、合併施工により施設の効用が増大することの査定を受けられるほか、国が最終的に原形復旧の費用として負担する事業費を災害査定の段階で確定することが可能になると考えます。 設計変更協議については、政令第7条において、災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更をしようとするとき、主務大臣と協議することが規定されているところ。現状、原形復旧を行ふ仮定の原形設計書により災害査定が行われているため、合併施工の場合は、改めて合併設計書を作成し、設計変更協議を行わなければなりません。しかし、本提案が実現されれば、事業費の決定の基礎となる設計に変更が生じないことから、設計変更協議を要さなくなり、もって合併施工の場合であっても迅速な事業実施が可能になるものと考えます。 さらに、合併施工の場合において、災害査定時の積算単価に変動が生じたとき、従来は、積算単価の変動を原形復旧設計書に反映した上で合併設計書との変更対照表を作成する必要がありました。が、積算単価の変動については、一定の条件の下で経微な変更として、設計変更協議を不要としているところ、本提案が実現されれば、これらの作業が不要となり、効率化に繋がると考えます。 なお、農林水産省から、災害関連事業に係る回答が示されました。本提案における支障事例は公園事業であるため、災害関連事業の対象とはならない旨申し添えます。	【大阪府】 施設等の災害復旧については、単なる原形復旧にとどまらず、将来の利便性や安全性の向上のため改良復旧事業の要件緩和など必要な措置を講じ、強靭な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。 また、単独費で実施する合併施工や簡易な変更協議を地方整備局で実施することができれば、協議に要する期間の短縮に繋がり行政の効率化を図ることができる。  【全国知事会】 施設等の災害復旧に係る原形復旧事業の要件緩和など必要な措置を講じ、強靭な国土づくりに向けた取組を迅速に進めること。 また、単独費で実施する合併施工や簡易な変更協議を地方整備局で実施することができれば、協議に要する期間の短縮に繋がり行政の効率化を図ることができる。  【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、提案内容の実現にあたっては、迅速な事業を可能とする観点から、査定時の混亂を招かないようすること。	—	—	【農林水産省】 ご提案の内容は公園事業に係るもので国土交通省所管の内容であり、当省として特段の回答はありません。 【国土交通省】 合併施工とは、災害復旧事業と他の事業を合併して施工することをいい、国土交通大臣の同意に係る設計変更の手続きが必要です。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第5項) ご提案の、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについては、災害査定を実施して災害復旧工事費を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部分が正確であり、災害査定後、どちらの事業にも含まれない空白の設計が発生し、再度、設計書を作り直すなどの二度手間が生じることもあります。また、災害復旧工事費は、災害復旧事業費を算出するための基となる金額であり、その災害復旧事業費を基に国庫負担率を算出するものであるから、当該工事費を確定させるため、積算など分けて提出していただけます。 いただいたご意見についても地方環境事務所に共有し、引き続き適正な法律の執行を図ってまいりたいと考えております。		

## 農林水産省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度の所管・関係府省	その他の (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答		
	区分	分野						団体名	支障事例			
187	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にたらされたる経済波及効果や農地全体の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	【現状】地域未来投資促進法または農村産業法に基づく計画を作成して工業団地や工場に隣接する農用地で拡張を行う場合に限り、当該法律の基本方針①農用地区域外での開発を優先する条件については、地域にたらされたる経済波及効果や農地全体の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。	雇用創出による若者の転出抑制や、還流の促進による農村集落の活性化が期待でき、東京一極集中の是正に寄与する。	農林水産省、 経済産業省	兵庫県、京都府、 神戸市、川崎市、 新潟市、大垣市、 加東市、和歌山市、 福井県、岡山県、八代市、 鳥取県、徳島県	盛岡市、山形市、 新潟市、大垣市、 加東市、和歌山市、 福井県、岡山県、八代市、 鳥取県、徳島県	○国による規制にしばられることなく、地方創生・地方自治の主体性・自生性を尊重すべく、自治体の責任において、今後、圃場整備の計画がな農業としての発展が見込めない農振農用地に 대해서は、地域未来投資促進法による自治体の基本計画により、農振除外を行ない、開発をスムーズに行なうよう要されている。但し、自治体による開発や職種乱用を防ぐため自治体の基本計画に対する国の規制は絶対条件とし、計画の進捗具合に適正な地域の維持管理、計画の成果を届け得る仕組みを構築する必要がある。 ○当市は、市街化区域に空き用地が不足していることから、事業拡大に伴う拡張・移転の際に候補地が農用地区域となってしまうケースが多い。しかし農用地区域からの除外が困難であるため、事業者は当地に候補地から当該法律の支援内容である規制の特例措置を利用したい旨相談受けるが、他市支障事例もあるように事業上利用できないため、事業拡大及び地域経済の発展の支障事例となっている。 ○現在、土地改良事業等完了後8年未経過の農地は、農用地区域内農地からの除外ができます。転用するが困難な状況にある。また、農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律も利用できるが、農地利用の調整が必要な農地を区域に含むケースでは、区域設定に当たって農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定の際に、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規模とするよう定められているが、工業団地整備後に公募によって立地事業者を決定する計画の場合には、整備着手の段階では事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。面的、線的の整備に関わらず、8年未経過の受益地に係る「農用地区域内農地」からの除外を可能とする措置を設ける。 ○地域未来投資促進法において、農用地区域からの除外や農地転用が可能となる特例措置があるが、農用地区域について土地利用調整計画を立てておなれば、土地利用調整による除外が可能となる。但し、農用地区域からの除外が困難であることから、土地利用についての課題とならない。 ○地域未来投資促進法を活用して、高速道路のインターチェンジ周辺のまとまった広さの土地（農振法で規定されている農用地区域）で企業の立地を進めようとしている。しかし、農振除外や農地転用関係部局との調整等を行なう必要があり、相当の期間を要するところから、企業の立地ニーズに合わせなくてはなりません。現基本計画の期限までに地域経済牽引事業の要件（高い付加価値の創出・経済効果）を満たす事業計画とすることできず、企業立地の機会を失うおそれがある。提案団体の求め、基本方針①の取扱いを含め、農用地区域からの除外における強力な運用がなされれば、迅速な対応が可能となると考える。 ○すでに支障事例に記載があることに則り、当市においても企業進出の際の用地検討で支障となる可能性が高い。 ○現在、当市では産業等用地が不足しており、将来的に既存工業団地の拡張や企業の増設が見込まれることから、提案事項に賛同するものです。 ○現在、市内外を問わず、企業から産業団地の空き分譲地に関する問い合わせがあるものの、市内すべての産業団地で分譲が完了しており、希望に応えることができない状況が続いている。 また、産業の活性化と魅力ある雇用機会の創出のために、企業誘致や市内企業の事業拡大による移転拡充の受け皿として、さらなる用地の確保が必要となるが、この動きは支障を来している状況にある。 そこで、中・長期的な視点から、市内に新規事業用地はなく、市内の移転拡充用地を求めていたといった相談が数件寄せられている。しかし、交通アクセス、周辺環境、希望面積等の企業ニーズを勘定すると、立地希望場所が農振農用地区域内農地を含んだ市街化調整区域であり、農振法や農地法、都市計画法などの規制から、開発の実現が困難となっている。このままの状況では、これまで本市の農業振興や地域牽引に貢献していた企業が近隣自治体へ流出してしまう事態が懸念される。 このようござら、地域未来投資促進法や農村産業法を活用した土地利用調整は、産業用地の確保に有効な手段と考えられるため、より活用しやすい制度への改正を求めた。	現行では、地域未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内外の農用地に工業団地等の開発用地を求める場合には、「農地等及び農用地等とする」というのが適当な土地に含まれない土地（農振法第10条第4項、政令第8条第1項第3号）として、農振除外を行なうことを明記すること。また、これらの法律に基づき国が定める基本方針においては、平成29年のこれら法律の一部改正の際の際の附帯議論において、「…・国が定める基本方針において、市街化区域内外など農用地区域外での開発を優先すること…」とされたことを踏まえ、その旨明記するとともに、やむを得ず農用地区域又は農業導入地区に農地を含めることができることとしている。このため、現行制度の下においても、農用地区域外での開発が困難で、やむを得ず農用地区域内に用地を求めるよう工場用地の拡張等では、重点促進区域等に農用地区域内外の土地を含めることができるとなっている。 提案団体のうな事例が発生していることを踏まえ、農用地区域外での開発優先の原則による開拓が困難であることから、その旨を踏まえ、その旨を周知することとした。 なお、提案書中具体的な支障事例において、「農用地区域からの除外を行なう場合、代替農地の確保を求める」の御指摘があるが、農林水産省においては、農用地区域からの除外の行為を行なう場合、代替農地の確保を求めるような指導等は行っていないことから、その旨を担当者会議等で周知することとした。		
197	B 地方に対する規制緩和	消防・防災・安全	災害復旧事業における机上査定上限額の引き上げ	ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の正確な把握が可能となることを踏まえ、難発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧事業を速やかに実施するため、現状300万円未満でいる機上査定上限額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。	【現状】災害復旧事業費を決定する災害査定は、原則として実地にて行うものであるが、被災箇所の申請額が300万円未満の場合、現地土木事業所等で被災箇所を写真や設計書等の資料のみで確認する機上査定を実施することができる、速やかな災害復旧対策の実施に資する。 【支障事例】 本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年には220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(16.6%)に止まっていた。(机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件(78.6%)になる)。今後も災害が頻発することを考えると、現行の机上査定上限額では、災害査定の実務手続きを迅速に実施することができない。	机上査定限度額を引き上げることで、実地査定の件数が減り、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に資する。 【支障事例】 本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年には220件の被災があったが、そのうち机上査定の実施が可能な被災箇所は41件(16.6%)に止まっていた。(机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件(78.6%)になる)。今後も災害が頻発することを考えると、現行の机上査定上限額では、災害査定の実務手続きを迅速に実施することができない。	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 ・公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1 ・大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針	農林水産省、 国土交通省	兵庫県、京都府、 神戸市、堺市、 松山市、新居浜市、 和歌山县、鳥取県	新潟県、岡山県、 松山市、新居浜市	○近年の気象状況を鑑みると、災害が頻発に発生されることが予想される。机上査定限度額を引き上げることで、災害査定の手続を簡素化、迅速化を望む。 ○平成30年7月豪雨について、大規模災害における査定方針により査定手続きの効率化ルールが適用された。しかし、その後に発生した台風24号による災害においては、要件を満たさないため、効率化ルールは適用されなかった。7月豪雨による災害で多数の被災箇所に復旧に応じて、大規模災害査定方針が適用された箇所の査定方に効率化ルールが適用されたり。 ○激甚災害に指定されない規模の災害の机上査定上限額が引き上げられることにより、災害査定の手続手続きを迅速に実施することが出来ると考えれる。 ○当県は特に移動時間に時間を取られ、被災箇所が離れる場合には、1班で確認できる件数が極端に少なくなり、査定行程に苦慮している。静止画や動画などの技術向上により、机上に置いても被災状況の的確な把握が可能となったことから机上査定の上限額の引き上げが可能となれば査定の効率化を図ることが出来る。	【農林水産省】 机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行なうため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能となっている。 【国土交通省】 効率のよい災害査定を実施するため、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1の規定により申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については机上にて査定を行なうことができる。 災害査定は、災害査定者が、災害復旧事業費の決定のための査定にあたり、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で限度額を緩和することは困難です。
215	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	食料安全保障確立対策推進交付金・消費・安全対策交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。	食料安全保障確立対策推進交付金・消費・安全対策交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定を実施すること。 ※滋賀県や市町村に対して協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する	【現状】本県は、植物防疫法第19条第1項に基づき國の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特定病害虫の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、国(植物防疫所)が調査及び農業植物の指定(廃棄命令)を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。	植物防疫法第17条第1項、第19条第1項、第3項、第20条第1項、第3項 ・プラスボックスウイルスの緊急防除に関する省令第5条 ・消費・安全対策交付金交付要綱別表Ⅲ-4-(4)	農林水産省	神奈川県、横浜市、海老名市	栃木県	○近年、全国的に重要病害虫の発生報告事例が増加しており、当県においても緊急防除が必要となる病害虫の発生に対応が求められる可能性がある。	食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の特殊病害虫緊急防除におけるプラスボックスウイルスの緊急防除については、提案自治体と協議を行い、所要額の交付に努めさせていただこうであるが、対象6都府県全県で見ると当初見積もりを越える伐採需要が生じたこと等から、交付決定時期について、提案自治体の希望に十分沿えない場合もあつたところである。 プラスボックスウイルスの緊急防除については、令和元年度ウメ輪紋ウイルス対策検討会(第1回)・令和元年5月29日開催において、感染樹对策としての感染樹の伐採・廃棄は中止とされたところである。今後、当該方針に基づき、提案自治体と十分調整を図りながら、プラスボックスウイルスの緊急防除に係る食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の交付決定を遅滞なく実施してまいりたい。	

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
187	地域未来投資促進法は、地域における産業の集積等の地域特性を活かし、経済効果を及ぼす事業を促進することにより、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的としている。また、農村産業法は、農村地域へ導入される産業に農業従事者が就業することを促進することにより、農業と産業の均衡ある発展を図ることを目的としている。いずれも法に基づく事業計画の推進に当たっては、農業との調和が図られるよう、土地利用調整の仕組が整備されている。 第一次回答では、土地利用調整について通知により判断基準を明確化することを提示していただいた。 地域においては、農業や第二次産業、第三次産業の就業人口、生産額、将来的な見込みなど、経済的・社会的な条件は大きく異なっているのが実情である。 通知において、やむを得ず農地を含める場合の判断基準を明確化いただくに当たっては、地域によって農業構造や産業構造が異なることに鑑み、厳格な判断基準を列举するのではなく、農業振興と産業振興との調和を保ちつつ、地域の多様な実情を踏まえて、農用地区域からの除外が必要な場合は、都道府県知事の判断により除外が可能となる内容となるよう配慮いただきたい。 また、通知発出前に、地方分権改革有識者会議と十分協議を行い、実効性が確保されるようにされたい。	—	【岡山県】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	○農林水産省からの第1次回答で回答のあった、やむを得ず農地を含める場合の判断基準を明確化する通知について、地方公共団体において地域の実情に応じた運用が可能であることを踏まえ、これまで以上に厳格に運用せざるを得ないような内容にならないよう配慮していただきたい。 ○当該通知においては、これまで両法律の計画に基づき工農団地等の拡張を行った事例について、その事例の概要とともに、どのような点が両法律の趣旨に合致しており、どのような点が両法律の基本方針に沿っており、どのような地域の実情を踏まえた上で拡張が可能と判断された事例であるか、その着眼点や判断基準を含め、通知していただきたい。 ○当該通知においては、個別の基本計画が、両法律に基づく基本方針における「農用地区域外での開発を優先する」という方針に即する内容となっているかについて、地域にもたらされる経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえ、都道府県知事が総合的に判断する事柄であることを明記していただきたい。	○農地未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内の農用地に工農団地等の拡張用地を求める場合の判断基準について、通知において明確化を図ることとしたい。その際、実際には既に既存の運用が図られるよう、地域の特徴を活かした産業振興、地域全体の農業振興等の土地利用調整の観点を踏まえ、都道府県知事が総合的に判断する旨も併せて明記する。 また、これまで両法により工農団地等の拡張を行った事例について、現地での聞き取り調査等により、両法の趣旨を踏まえた土地利用調整の観点も含めて、お示しすることとする。	—
197	災害査定は、現地の確認が原則とされているが、ドローン撮影した動画や静止画等により被害状況を的確に把握できるため、現地を確認しながら工法の適否を判断することは可能と考える。 今年度においても、全国では梅雨前線による大雨や台風第5号、山形県沖地震などの災害が頻発しており、そうした災害による被害に対し、災害復旧対策を速やかに実施するためにも、机上査定限度額を整備局査定の対象である2,000万円未満に引き上げること。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	【農林水産省】 ご提案の内容は国土交通省所管施設に関する災害査定の内容であることから、本提案に対する当省の回答は1次回答のとおりです。 【国土交通省】 効率のよい災害査定を実施するため、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12・1により申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については机上にて査定を行うことができる」とされています。 災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で限度額を緩和することは困難です。 なお、大規模災害時における公共土木施設災害復旧事業査定方針、「公共土木施設災害復旧事業査定方針」に基づき、災害査定の事務手続きを迅速にするため、机上査定上限額の引き上げや査定設計図書の簡素化措置など引き続き実施します。	—
215	当該交付金については、プラムボックスウイルスの緊急防除に限らず、伝染性疾病・病害虫の発生予防・まん延防止等で、引き続き活用することが想定されるものであるため、回答のとおり、地方側と十分に調整の上、交付決定を遅滞なく実施していただきたい。	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	御指摘の趣旨を踏まえて、限られた予算の範囲内で必要な防除対策が行われることとなるよう、病害虫の発生が確認された地域の都道府県・市町村関係者と、病害虫の発生状況や防除措置の内容・スケジュール等を相談するなどによって、交付金の交付額や交付時期について十分調整を行い、都道府県の事務執行に支障が生じることのないよう取り組んでまいりたい。	—

## 農林水産省 第2次回答

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
216	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査に係る都道府県及び市町村の事務の廃止	園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査については、都道府県及び市町村の事務の廃止を経済するため、必要な調査項目は農林業センサス等の別の調査に係る都道府県及び市町村の事務の廃止と。	これら3調査については、園芸用施設の設置状況や地域の野菜・果樹の詳細な栽培状況等について調査するものであるが、都道府県及び市町村を調査対象または経由先として行っている。一方で、調査項目は、新たな扱い手の参入があった場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取得した情報しか持っていない場合が多く、その他の情報は職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない場合が多い。また、国の調査依頼が来たら、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間がかかるなどと、この確認を行っても把握できない場合があるのが実態である。	事務を廃止することで、都道府県や市町村の事務的な負担が軽減される。また、当該調査を国が農林業センサスや独自調査により統一された方法で精度の高いデータを収集し公表されれば、国、都道府県、市町村での政策立案に資する。	【園芸用施設の設置等の状況把握】 園芸用施設の設置等の状況把握実施要領 【地域特産野菜生産状況調査】 統計法第19条第1項 地域特産野菜生産状況調査実施要領 【特産果樹生産動態等調査】 果樹農業振興特別措置法第6条 特産果樹生産動態等調査実施要領	農林水産省 神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町	白河市、栃木県、川口市、八代市、福井市、熊本市	○地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態調査においてJAや部農会長に地域の生産状況等を明らかにするとともに、全国の園芸用施設の設置・利用状況及び農業用プラスチックの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな園芸作物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び推進に係る施策の企画立案を行ったために必要不可欠な基礎資料として活用しているものであることをご理解いただきたい。 ○本調査は、特定地域で特産的に生産されている野菜・果樹を対象品目としていることから、地方自治体において事務を実施いただいているところであるが、今回の調査内容を踏まえ、事務の効率化・省力化が図られるよう、次回調査から調査項目や対象品目を削減することを検討する。 また、本調査において求めれる情報の精度が高まることを理解して周知徹底を図る。			
217	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	農業次世代人材投資事業人材投資事業の要件確認に係る代替書類	農業次世代人材投資事業においては、準備型の就農状況報告や経営開始型の交付申請等の際に、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証するものとて求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能と明記する。	農業次世代人材投資事業においては、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有することを証するものとて求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能と明記する。	農地基本台帳の写し以外の書類による代替が可能となれば、書類不備による書類出し直しの手続きも減るため、行政の効率化が図れるだけでなく、交付対象者が農業委員会等の関係機関や農地所有者と何度も調整・依頼をすることなくなるため、交付対象者の事務負担が軽減される。	農業人材力強化総合支援事業実施要綱 (平成24年4月6日付 123経営第3543号 農林水産事務次官依命通知)	農林水産省 神奈川県、さいたま市、藤沢市、秦野市、海老名市、寒川町、開成町	宮城県、福井市、京都府、岡山市、藤沢市、秦野市、海老名市、寒川町、開成町	○他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記することで、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者の事務負担が軽減される。 ○本市においても、農地基本台帳の写しについては、代替書類による提出を可能とする運用となるようにしてほしい。 ○農地基本台帳の写しについて、当市農業委員会においては対外的に交付していないため、書類入手することができず、書類整備に支障をきたしている。 ○農地基本台帳の写しがなくとも、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は買賣契約書、公告にあった農地利用集積計画や農用地利用配分計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。 ○当市において、現在、支障事例はないが、新規就農者(農外就農)の多くは利用権設定で耕作権利を取得するため、市町村が行う利用権設定に関する事務の書類で満足りるのではあるが、場合によっては農業委員会の書類を不要とされ、事務手続きの簡素化が図られる。また、農業委員会の書類が必要であるなら、その発行が拒否されることばかり、必要な項目や発行の協力を農水省から農業委員会に指示すべきである。 ○農地基本台帳の写し以外の書類による確認が可能であれば、交付対象者の事務負担軽減が図られるため、制度改正の必要性はあると考える。 ○当市においては、申請者本人からは許可を受けた賃貸借又は買賣契約書の写しを提出してもらい、その後農業委員会から農地基本台帳の写しをもらい添付しているところである。これらの書類で代替することは、確認の目的を達成することができ、申請には不要な個人情報の保護にも繋がると思う。	農業次世代人材投資事業の経営開始型では、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」といいます)別記1の第5条の(1)の(ア)において、農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していることが交付要件になつており、当該要件を確認する書類として、農業次世代人材投資資金追加資料(別紙様式第2号)の別添6において、「農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地基本台帳及び契約書等の写し」の書類の例示として、「農業次世代人材投資事業基本台帳及び契約書等の写し」の書類の例示として、「農業次世代人材投資資金追加資料(別紙様式第2号)別添6として添付する農地基本台帳等(農地基本台帳のほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は買賣契約書等)は都市農地の賃借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定に基づく事業計画の写しにより確認する。」と記載しており、農業基本台帳以外の書類でも代替することは可能である。 他方、実施要綱の別紙様式第2号の別添6の「農業基本台帳及び契約書等の写し」の記載は、「農業基本台帳が必須であると受け取られかねない表現となっているため、実施要綱の次の改正の機会をとらえ、誤解を與えない表現に見直す考えである。		
292	B 地方に対する規制緩和	その他	「水産業強化支援事業」の交付の対象となる「改革」の範囲の見直し	老朽化したサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しており、船体等の大半は維持使用に耐えうる状況にあるが、屋根や外壁等整備の機能を維持するための改修が実施されることが多い。屋根や外壁等整備のうち、耐用年数を経過していくと、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改修することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用削減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果が期待できる。	本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くの施設において制度が利用可能になり、「改革」によりその施設の長寿命化や費用削減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改修することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用削減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果が期待できる。	「改革」の要件が緩められれば、耐用年数を超える多くの施設において制度が利用可能になり、「改革」によりその施設の長寿命化や費用削減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改修することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用削減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果が期待できる。	水産関係地方公共団体交付金等交付要綱 水産関係地方公共団体交付金等農業施設要領 水産関係地方公共団体交付金等農業施設要領の運用について	農林水産省 山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵町、高畠町、三川町、庄内町、遊佐町	神奈川県、横島市	○本市の種苗生産施設は昭和50年代に整備され、多くの施設において制度が利用可能になり、「改革」によりその施設の長寿命化や費用削減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改修することによって、最新の機器や技術を使えることになり、省エネによる費用削減効果や新技術によって効率的な生産が可能になるなど機能向上の効果が期待できる。	整備後の施設の利用者が心配の費用を負担することが原則である。 水産業強化支援事業についても通常の修繕や機能維持等に必要な改修に要する経費について、施設の更新も想定し、整備後の施設の利用者から利用料等を徴収するなどしてその費用を負担すべきものであると考えている。 水産関係地方公共団体交付金等農業施設要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号)に基づき、「改革」における施設の再生については、①著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるもので、②新築と比べて耐用年数当たりの整備費が高額である、③当該施設の利用状況が適切であるものに限られる。 これは、施設の立地条件等の要因により、著しく損耗し、法定耐用年数が経過しないにもかかわらず、施設の再生を行わざるを得ない特殊な事情を有する場合に限り、事業実施者の費用負担を軽減するためのものとされている。		

管 理 番 号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
	見解	補足資料	見解	補足資料			
216	共同提案団体からも、当該3調査に必要な詳細かつ正確なデータを把握する術がない、責任ある回答ができないとの声が多い数挙げられている。精度の高いデータを収集しつつ、当該3調査に係る事務的負担を軽減するためにも、農林業センサス等の調査と統合し、都道府県及び市町村の事務を廃止すべきと考える。 貴省からの回答においては、地方自治体が当該3調査の事務を担う理由として、調査対象が、特定地域で特産的に生産される品目であることや、各自治体が保有する施設園芸に関するものであるとか挙げられているが、これらの項目であっても、農林業センサス等の調査と併せて統一的に実施できるものと考えられ、調査結果を施策の企画立案に活用する国が実施した方が、より正確なデータを効率的に収集することが可能と考える。 なお、農林業センサス等の調査との統合により当該3調査に係る都道府県及び市町村事務を直ちに廃止することが困難な場合、調査内容を整理して一定期間に限り継続することは理解するが、項目や方法については自治体等の意見を聴取しつつ、事務的負担を極力軽減する内容とした上で、廃止期限を明確にしていくよう要望する。	—	【熊本市】 調査の実現に向けて、積極的な検討を求める。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	本調査では、調査を合理的・効率的に行う観点から、都道府県・市町村等が通常の業務等のなかで把握している特産野菜・果樹や施設園芸に関する情報を取りまとめるとしている。 このため、回答に当たり、各都道府県・市町村等において、より詳細・正確なデータを把握するための追加的な調査を行っていく必要ないと考えており、このことについて改めて周知を図ってまいりたい。 併せて、都道府県・市町村等の事務負担の軽減が図られるよう、次回調査における調査項目や対象品目の削減等について検討を行ってまいりたい。 なお、農林業センサス等の他の調査との統合については、 ①農林業センサスに統合した場合、5年に1度の調査となり、生産動向等の機動的な把握が困難となる ②他の野菜・果樹に関する統計(作物統計調査)は、全国的に生産が行われている主要品目を中心に行われるものであり、特産的な野菜・果樹に関する調査はなじまない等の課題があり、適当ではないと考えている。	
217	「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」は、自治体向けのもので、一般には公表されていないため、申請者が事前に確認することのできないものである。 そのため、実施要綱の表現が見直されることで、事務手続きに必要な書類が明確になり、申請者及び自治体の事務負担の軽減・効率化が見込まれるため、次の要綱改正時に確実な見直しをお願いしたい。 なお、改正に当たっては、次の点について御留意いただきたい。 ・実施要綱においては「農地基本台帳及び契約書類の写し」とあるが、手引きにおいては「農地基本台帳」のみの代替書類となるのか、「農地基本台帳」だけでなく及び契約書等」までも含めた代替書類となるのかが不明确であるので、自治体や交付対象者の負担軽減となるよう整理していただきたい。	—	—	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。	第1次回答のとおり、実施要綱の次の改正の機会をとらえ、誤解を与えないよう「農業次世代人材投資事業の事務手続きの手引き」の表現を活用し、明確になるよう整理する。	
292	本提案のサケふ化施設の整備者が、そもそも施設の利用者であり、利用料等の微収は想定されておらず、また第三者の利用も想定されていない。以前から、整備者以外の海面漁業者からの協力金を維持修繕費用に充てる取り組みを進めているが、漁獲量の関係から十分な整備が実施できない状況である。 当施設を運営するための主な収入源は、県が実施する放流魚の買上げ費(全体の3分の1程度)と余剰網(ふ化事業に供しない余った網(イクラ))等の売却費であり、現状において、規模の大きいふ化場でなければ利益が出ない状態となっている。 サケふ化事業に取り組む事業者の多くは小規模で経営基盤も脆弱であるため、設備の修繕や機能維持等に必要な改修にかかる経費まで十分に回せる状況とはなっておらず、これに加えて、なお「新業」による対応は困難である。 また、本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上を経過しているが、躯体等の大部分は継続使用に耐えおり、費用が掛かり増しする可能性の高い「新業」により対応することは財政的に不合理であると考えられる。 サケふ化事業は公共事業的側面が強く、利益が出にくい構造となっている。ぜひ支援をお願いしたい。	—	【広島市】 産地の魚価低落や燃油価格の高騰で漁業経営が悪化している中、生産経費に加え施設整備費の一部を漁業者に負担させることは困難である。 このため、老朽化した種苗生産施設の更新については、自治体や漁業者だけの財源では不可能であり、持続的な水産業を推進していくためには、国の支援が必要である。	—	【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	三位一体改革により、さけふ化放流事業及び栽培漁業に関する補助事業予算については、平成18年度に税源移譲されており、都道府県が自主的に実施することとなり、国は、都道府県単独では解決の見込めない全国的な共通課題についての技術開発や実証事業を行なうことになっている。そのような中で、関係者の初期投資の負担軽減を図るために「浜の活性再生・成長促進交付金」の中での施設の整備(新設)を対象としているところである。このため、一般に補助による受益者がいる場合、これらの受益者が負担すべきと考えられる施設の維持費や修繕費を対象とすることは困難である。	